

第7期 富里市障害福祉計画

第3期 富里市障害児福祉計画



令和6年3月

富里市



ごあいさつ

近年、障害のある方が増加し、高齢化が進む中で、障害福祉のニーズは多様化しており、全ての障害のある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に支え合いながら暮らすことができる社会の実現に取り組む必要があります。



本市では、平成19年3月に障害者自立支援法に基づく第1期障害者福祉計画を策定して以来、障害福祉サービスの数値目標やサービスの見込量の設定等の見直しを3年ごとに取り組んでおります。また、平成30年3月には児童福祉法の改正に基づき、第5期障害福祉計画の策定に合わせ、第1期障害児福祉計画を策定いたしました。

本市では、市民が希望と活力を持って、自分らしく輝いていくことができるようにとの思いを込め、「心ひとつに 未来に向かって飛び立つ 躍動のとみさと」を基本理念とし、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きる社会の実現を目指してまいりますので、引き続き市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、「富里市自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆様、事業所・関係機関の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

富里市長 五十嵐 博文

目次

第1章 計画の概要.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 富里市におけるSDGs.....	2
第3節 計画の位置付けと計画期間.....	3
第4節 障害者の定義.....	4
第5節 計画の推進体制.....	4
第2章 富里市を取り巻く現状.....	5
第1節 富里市の障害者手帳所持者等の状況.....	5
第2節 アンケート調査の概要.....	8
第3節 前計画の達成状況と課題.....	9
第3章 計画の基本的な考え方.....	15
第1節 基本的理念.....	15
第2節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	18
第3節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	20
第4節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	21
第4章 障害福祉サービス等の推進.....	23
第1節 施策の体系.....	23
第2節 計画最終年度（令和8年度）における数値目標等の設定.....	24
第3節 障害福祉サービスの見込み.....	30
第4節 地域生活支援事業の見込み.....	38
第5節 生涯にわたる一貫した支援体制.....	44
資料編.....	47

※1 ページ挿絵…令和元年度障害者フェスティバル開催時に提供いただいた作品です。



第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成31年3月（2019年3月）に計画期間を8年とする第2次富里市障害者基本計画を策定し、第1次計画での基本理念『ノーマライゼーションとリハビリテーション』を踏襲しつつ、障害のある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう総合的な支援を実施しているところです。

国においては、平成18年の障害者自立支援法の施行により、市町村及び都道府県に対して障害福祉計画の作成を義務付け、またその後、平成30年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の改正により、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の作成を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを構築した上で、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）により障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項について定めてきました。

「第6期富里市障害福祉計画・第2期富里市障害児福祉計画」（以下「前計画」という。）が令和5年度末（令和6年3月）に終了することから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証しました。策定に当たり、国の基本指針を踏まえ、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の必要量を的確に見込むとともに、社会情勢の変化に対応し、円滑に障害者支援を実施するため、新たな計画を策定するものです。



第2節 富里市におけるSDGs

(1) SDGsとは

SDGsは、平成27年(2015年)9月の国連サミットにて、全会一致で採択されました。

「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年を年限とする17のゴール(目標)、169のターゲット、232の指標が定められています。開発途上国だけでなく先進国自身も取り組むべき目標であり、国も積極的に取り組んでいます。SDGsは、世界共通の目指すべき姿に向けて各国で取り組まれているグローバルな考え方ですが、自治体におけるSDGsの達成に向けた取組は、中長期を見通した持続可能なまちづくりや地域活性化など、地方創生の政策と軌(みちすじ)を一つにするものです。

SDGsの考え方を取り入れることで、地域課題解決の加速化や、政策全体の最適化といった相乗効果が生まれ、地方創生の取組がより一層充実・深化することが期待されています。



(2) 富里市におけるSDGs

SDGsの理念は、グローバル社会の中で大きく飛躍を目指す本市にとっても重要な視点であるため、国とともにSDGsの達成に向けた取組を加速していく必要があります。

富里市においてはSDGsを取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めています。この考え方を踏まえ、本計画においても、その土台としてSDGsを取り入れ、将来にわたり持続可能な富里の姿を描きます。

その実現のため、本計画で主に取り組むゴールは次のゴールとなります。



第3節 計画の位置付けと計画期間

本計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく計画であり、「富里市障害者基本計画」の個別計画とする、基本指針に則し「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」に係る目標やサービスの必要量の見込みなどを策定するものです。

障害者総合支援法（抜粋）

第88条 市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法抜粋（抜粋）

第33条の20 市町村は、基本指針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

障害福祉計画については、第6期計画（令和3年度から令和5年度まで）を受け、令和6年度から8年度までの3年間の計画期間とした第7期障害福祉計画を策定します。

また、障害児福祉計画については、第2期計画（令和3年度から令和5年度まで）を受け、令和6年度から8年度までの3年間の計画期間とした第3期障害児福祉計画を新たに策定します。

平成 29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
総合計画・基本計画					総合計画・基本計画				
第2次 地域福祉計画					第3次 地域福祉計画				
第1次		第2次 障害者基本計画							
第4期	第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画			第6期 障害福祉計画 第2期 障害児福祉計画			第7期 障害福祉計画 第3期 障害児福祉計画		



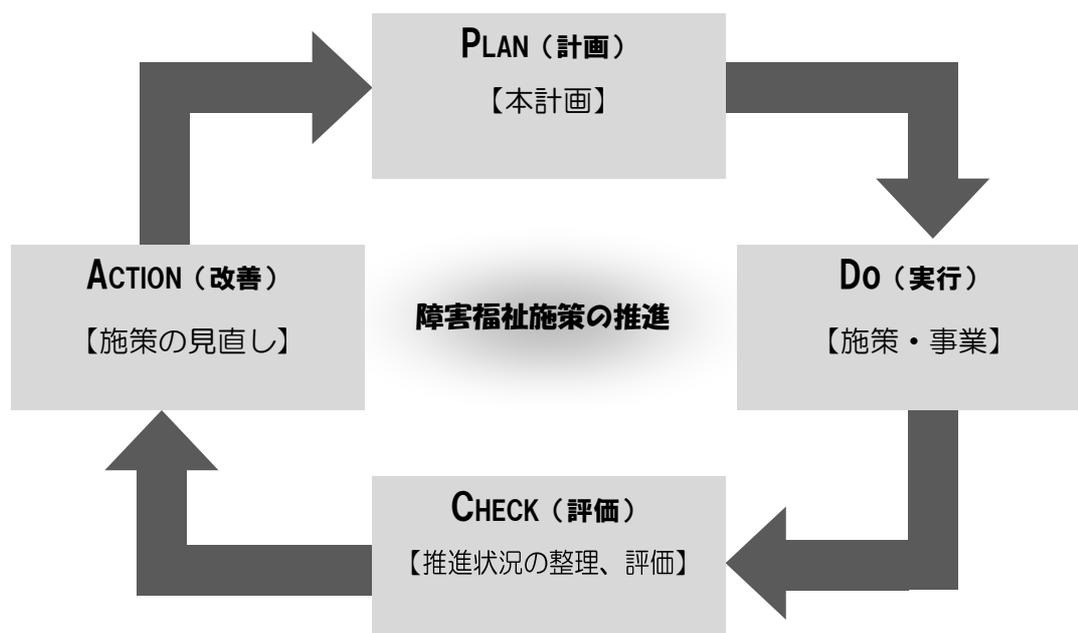
第4節 障害者の定義

本計画における障害者の定義は、障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、高次脳機能障害や難病患者を含んだ、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態である市民とします。

第5節 計画の推進体制

（1）計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。



第2章 富里市を取り巻く現状

第1節 富里市の障害者手帳所持者等の状況

1 身体障害者手帳所持者数の障害種別推移

身体障害者手帳所持者数全体では、ほぼ横ばいの状況ですが、年代ごとにみると65歳以上の人数が増加傾向です。特に「内部障害」で65歳以上の人数が年々増加傾向にあります。

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	18歳未満	1	1	1	1	1
	18歳～64歳	15	16	12	13	15
	65歳以上	57	52	52	46	47
	合計	73	69	65	60	63
聴覚・平行 機能障害	18歳未満	2	2	1	1	2
	18歳～64歳	27	29	29	27	26
	65歳以上	65	64	63	64	68
	合計	94	95	93	92	96
音声・言語・ そしゃく 機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	9	8	7	8	7
	65歳以上	7	6	6	4	6
	合計	16	14	13	12	13
肢体不自由	18歳未満	20	21	22	18	17
	18歳～64歳	268	263	248	241	242
	65歳以上	431	435	427	423	422
	合計	719	719	697	682	701
内部障害	18歳未満	4	5	5	6	6
	18歳～64歳	118	117	117	120	122
	65歳以上	327	340	356	366	396
	合計	449	462	478	492	524
合計	18歳未満	27	29	29	26	26
	18歳～64歳	437	433	413	409	412
	65歳以上	887	897	904	903	959
	合計	1,351	1,359	1,346	1,338	1,397

※各年度3月31日値

資料：千葉県



2 身体障害者手帳所持者数の等級別推移

身体障害者手帳所持者数等級別でも、平成30年度から令和4年度にかけてほぼ横ばいの状況ですが、1級から4級までの方がやや増加傾向の状況です。

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	18歳未満	17	17	19	14	14
	18歳～64歳	145	141	141	138	139
	65歳以上	292	295	296	286	301
	合計	454	453	456	438	454
2級	18歳未満	4	4	4	6	6
	18歳～64歳	75	78	77	75	73
	65歳以上	116	119	116	117	124
	合計	195	201	197	198	203
3級	18歳未満	1	2	1	1	1
	18歳～64歳	58	60	58	62	59
	65歳以上	138	141	141	141	150
	合計	197	203	200	204	210
4級	18歳未満	3	4	3	3	3
	18歳～64歳	96	93	79	81	85
	65歳以上	250	251	265	270	290
	合計	349	347	347	354	378
5級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	36	35	31	28	28
	65歳以上	44	47	45	48	52
	合計	80	82	76	76	80
6級	18歳未満	2	2	2	2	2
	18歳～64歳	27	27	27	25	28
	65歳以上	47	44	41	41	42
	合計	76	73	70	68	72
合計	18歳未満	27	29	29	26	26
	18歳～64歳	437	433	413	409	412
	65歳以上	887	897	904	903	959
	合計	1,351	1,359	1,346	1,338	1,397

※各年度3月31日値

資料：千葉県



3 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者については、年々増加しています。等級別にみると、18歳未満の軽度・重度、18歳以上の軽度・中度が増加している傾向です。

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	軽度	57	53	60	61	67
	中度	21	23	6	5	15
	重度	18	21	29	29	32
	合計	96	97	95	95	114
18歳以上	軽度	113	125	125	129	140
	中度	58	60	81	85	92
	重度	131	130	130	133	135
	合計	302	315	336	347	367
合計	軽度	170	178	185	190	207
	中度	79	83	87	90	107
	重度	149	151	159	162	167
	合計	398	412	431	442	481

※各年度3月31日値

資料：千葉県

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、全ての等級において年々増加しています。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	37	38	38	44	44
2級	190	235	257	266	280
3級	76	84	99	155	125
合計	303	357	394	425	449

※各年度3月31日値

資料：千葉県

5 自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者は、年々増加しています。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者証	538	611	743	714	729

※各年度3月31日値

資料：千葉県



第2節 アンケート調査の概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第7期富里市障害福祉計画・第3期富里市障害児福祉計画」を策定するに当たり、市内に居所があり、障害福祉サービス及び障害児福祉サービス等を利用して生活されている人の日頃の状況や障害福祉等の福祉施策に対する意見・要望を把握し、計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

(2) 調査の種類・調査対象者・調査方法等

調査名	「第7期富里市障害福祉計画・第3期富里市障害児福祉計画」に係るアンケート調査
対象者	市内に居所があり、障害福祉サービス・障害児福祉サービス等を利用している人
実施時期	令和5年8月1日から8月21日
配布・回収方法	郵送による配布・郵送及び窓口にて回収
配布数	409
回収数	88
回収率	21.52%

※アンケート結果については巻末の資料編に記載しています。



第3節 前計画の達成状況と課題

1 前計画の数値目標の達成状況と課題

前計画で掲げた数値目標の成果は、次のとおりです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績
《目標値》令和5年度末までの地域生活移行者数	3人	2人（令和5年11月末現在）
《目標値》令和5年度末までの入所者減少見込み	1人	-1人（令和5年11月末時点） ※令和元年度末入所者45人－ 令和5年11月末入所者46人

施設に入所している障害者のグループホームや一般住宅への移行を目指し、令和5年度末時点で目標値3人のところ、2人の入所者が一般住宅に移住し地域での生活を始めました。また、入所者数の減少見込みは目標値1人のところ、1名増加しています。

今後は、更に地域移行を進めるため、地域移行に向けた準備や不安解消をサポートするための相談支援機能の充実を図る必要があります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績
《目標値》令和5年度末までの精神障害者の地域移行支援の利用者数	2人	1人（令和5年11月末現在）
《目標値》令和5年度末までの精神障害者の地域定着支援の利用者数	2人	0人（令和5年11月末現在）
《目標値》令和5年度末までの精神障害者の共同生活援助の利用者数	19人	24人（令和5年11月末現在）
《目標値》令和5年度末までの精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	0人（令和5年11月末現在）



項目	目標値	実績
《目標値》保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	自立支援協議会（年3回実施）
《目標値》協議の場の参加者数 保健1人以上、医療1人以上、福祉関係者12人以上、当事者・家族等1人以上	左記	自立支援協議会での保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
《目標値》保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価実施回数	2回	自立支援協議会（年2回実施）

（3）地域生活支援拠点の整備

項目	目標値	実績
《目標値》令和5年度末までに地域生活支援拠点等の設置	1か所	設置済み
《目標値》地域生活支援拠点等の機能拡充に向けた検証及び検討回数	2回	3回（令和5年11月末現在）

関係機関等と設置に向けた協議を重ね令和3年4月に設置しました。今後も、機能拡充に向けた検証及び検討を行います。

（3）障害児支援の提供体制の整備

項目	目標値	実績
《目標値》令和5年度末までに児童発達支援センターの設置	1か所	0か所（令和5年11月末現在）
《目標値》令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	実施済み
《目標値》令和5年度末までに主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数	それぞれ1か所	それぞれ0か所 （令和5年11月末現在）
《目標値》令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場の設置	設置	設置済み
《目標値》令和5年度末までに医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	1人	設置済み
《目標値》ペアレントトレーニング等の支援プログラム等受講者数	5人/年	6人/年（令和5年11月末現在）



《目標値》ペアレントメンターの人数	2人	確保済み
《目標値》ピアサポート活動への参加人数	1人	0人（令和5年11月末現在）

児童発達支援センターの設置と、主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を達成できていない状況です。

しかし、保育所等訪問支援は3事業所（令和5年11月末現在）が設置され、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場が設置されるなど、達成できた目標もあります。

達成が難しい項目については、福祉人材の確保・育成や民間との連携強化などの課題があります。富里市自立支援協議会と連携しての福祉人材の確保・育成等を推進する必要があります。

※ペアレントトレーニング 発達障害のある（又は疑いのある）子どもの保護者が子どもの特性や具体的な対応方法を身に付けることで、子どもの適応能力を増やし、子育ての負担軽減を目指すトレーニング

※ペアレントメンター 発達障害のある子どもの保護者が、同じ経験をした先輩として他の発達障害のある子どもの保護者の相談相手となることで、千葉県が実施するペアレントメンター養成研修を修了した人

※ピアサポート活動 障害者自身が自らの体験に基づいて、他の障害者の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援する活動



2 障害福祉サービス・障害児を対象としたサービスの達成状況

※令和3年度と令和4年度実績値は、それぞれ3月末時点の実績です。

※令和5年度実績値は、令和5年11月末までの平均値です。

科 目	計画値			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護（ホームヘルプ）（実人数/月）	61	70	81	45	48	43
居宅介護（ホームヘルプ）（時間/月）	853	878	905	879	891	765
重度訪問介護（実人数/月）	1	1	1	0	1	1
重度訪問介護（時間/月）	200	200	200	0	629	621
同行援護（実人数/月）	2	2	2	2	4	3
同行援護（時間/月）	14	15	15	5	20	11
行動援護（実人数/月）	2	2	2	2	1	1
行動援護（時間/月）	58	59	61	72	32	30
重度障害者等包括支援（実人数/月）	1	1	1	0	0	0
重度障害者等包括支援（時間/月）	50	50	50	0	0	0
生活介護（実人数/月）	115	116	117	123	123	125
生活介護（延べ人数日/月）	2,310	2,380	2,451	2,401	2,533	2,441
自立訓練（機能訓練）（実人数/月）	1	1	1	0	1	1
自立訓練（機能訓練）（延べ人数日/月）	19	19	20	0	22	20
自立訓練（生活訓練）（実人数/月）	2	2	2	3	2	1
自立訓練（生活訓練）（延べ人数日/月）	5	8	12	42	37	17
就労移行支援（実人数/月）	13	14	17	11	13	16
就労移行支援（延べ人数日/月）	252	260	268	173	200	285
就労継続支援（A型）（実人数/月）	13	14	16	11	12	13
就労継続支援（A型）（延べ人数日/月）	228	248	270	199	228	244
就労継続支援（B型）（実人数/月）	62	67	72	65	76	85
就労継続支援（B型）（延べ人数日/月）	1,146	1,231	1,322	1,272	1,510	1,497
就労定着支援（実人数/月）	3	5	8	2	4	6
療養介護（実人数/月）	5	6	6	7	7	7
短期入所（福祉型）（実人数/月）	11	12	12	8	13	13
短期入所（福祉型）（延べ人数日/月）	172	177	182	166	171	152



科 目	計画値			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
短期入所（医療型）（実人数/月）	1	1	1	1	0	0
短期入所（医療型）（延べ人数日/月）	10	10	10	14	0	0
自立生活援助（実人数/月）	1	1	1	0	0	0
共同生活援助（実人数/月）	59	71	85	62	70	74
施設入所支援（実人数/月）	44	44	44	44	46	46
計画相談支援（実人数/月）	26	28	30	32	45	48
地域移行支援（実人数/月）	3	3	3	0	1	1
地域定着支援（実人数/月）	2	3	3	0	0	0
障害児相談支援（実人数/月）	14	15	15	5	17	23
児童発達支援（実人数/月）	63	69	75	73	71	73
児童発達支援（延べ日数/月）	492	509	527	611	549	577
医療型児童発達支援（実人数/月）	1	1	1	0	0	0
医療型児童発達支援（延べ日数/月）	5	5	5	0	0	0
放課後等デイサービス（実人数/月）	98	125	159	71	91	94
放課後等デイサービス（延べ日数/月）	717	718	719	918	1,274	1,225
保育所等訪問支援（実人数/月）	1	1	1	3	5	8
保育所等訪問支援（延べ日数/月）	2	3	5	4	9	14
居宅訪問型児童発達支援（実人数/月）	1	1	1	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援（延べ日数/月）	5	5	5	0	0	0

（1）評価、課題

障害者サービスについては、就労系のサービスと共同生活援助の利用ニーズが高く、利用者が増えています。これは、グループホーム（共同生活援助）の利用が進み、自立に向けて就労継続支援の利用も併せて利用する傾向が増えているためです。

障害児サービスについては、児童発達支援及び放課後等デイサービスの実績値は、実人数はほぼ横ばいとなっていますが、延べ日数に計画値との開きがあります。これは、当初見込んでいた利用者一人当たりの利用日数よりも、実際には利用者一人当たりの利用日数が多かったためです。

全体的に言えることですが、同行援護等の利用者が少ないサービスについては、月々の利用希望者の増減によって、実績値が大幅に増減してしまいます。また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、若干利用実績が落ちているサービスがあります。

課題については、特にニーズが高いサービスについて、スムーズに利用につなげるためニーズと事業所定員等の割合を把握する必要があります。



3 地域生活支援事業の達成状況

※令和3年度と令和4年度実績値は、それぞれ3月末時点の実績です。

※令和5年度実績値は、年度途中の実績値です。(令和5年11月末時点の実績です。)

科 目	計画値			実績値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見人制度利用支援事業（人/年）	1	1	1	1	3	0
手話通訳者設置事業（人/月）	1	1	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記派遣事業（件/月）	1	1	1	6	6	9
介護・訓練支援用具（件/年）	1	1	1	0	2	0
自立生活支援用具（件/年）	8	8	9	1	1	3
在宅療養等支援用具（件/年）	5	6	7	3	5	3
情報・意思疎通支援用具（件/年）	1	1	1	2	5	2
排泄管理支援用具（件/年）	1,417	1,460	1,504	1,448	1,524	1,447
居宅生活動作補助用具（住宅改修）（件/年）	1	2	2	1	0	0
移動支援事業（人/月）	11	12	12	10	9	9
移動支援事業（延時間/月）	103	106	109	52	39	38
地域活動支援センター事業（延人/年）	116	120	123	621	593	402
日中一時支援事業（人/月）	23	26	29	18	20	27
生活サポート事業（人/月）	5	7	9	3	2	3
訪問入浴サービス事業（人/年）	1	1	1	0	1	1
知的障害者職親委託制度事業（人/年）	3	3	3	3	3	3
声の広報等発行事業（回数/年）	12	12	12	12	12	8
自動車運転免許証取得助成事業（人/年）	1	1	1	0	0	0
自動車改造費助成事業（人/年）	1	1	1	0	1	1

(1) 評価、課題

生活サポート事業の利用人数が推計に比べ少なくなっています。原因は、過去、当該事業を利用していただいていた人が別の制度（障害福祉サービス）の利用に移行したためです。

全体的に言えることですが、計画値の数値が小さいサービスについては、障害福祉サービス等と同様、利用者の増減によって、実績値が大幅に増減してしまいます。

課題については、日中一時支援事業や生活サポート事業のような利用人数が少なくても、利用時間が多くなる傾向の事業は、利用ニーズに対する受け皿（事業所）の確保が課題です。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本的理念

本計画では、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる点を基本的理念として配慮していきます。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

2 障害の種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。）難病患者、障害児とし、全体としてサービスの充実を図ります。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に適切に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、障害者等の高齢化や重度化、介護者の高齢化等による負担の増加を見据え、地域生活支援の拠点等の整備を進めることにより、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。



4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域住民が、「支え手」と「受け手」という者に分かれるのではなく、いろいろな立場の方が、主体的に地域づくりに参画し、自分の住む地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる環境が整備された地域共生社会の実現に向け、次のような体制整備を進めます。

- ・属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応し、又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ・前述の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援等、多様な社会参加に向けた支援
- ・ケアし、支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益に配慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害の種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、ライフステージに応じて、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

障害児が、地域の保育、教育等の適切な支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共有の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。



6 障害福祉人材の確保

障害者等の重度化・高齢化が進む中において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保する必要があります。そのために、専門性を高める研修の実施、多職種間の連携の推進、福祉職の魅力についての積極的な周知等を関係機関等と協働し推進します。

7 障害者の社会参加を支える取組

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障害者等が文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。



第2節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する 基本的な考え方

国の定める基本指針及び基本的な考え方を基に、富里市では、次に掲げる事項を障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方とします。

1 訪問系サービスの保障

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の適正な利用に向けた取組を進めます。

2 日中活動系サービスの保障

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センターの適正な利用に向けた取組を進めます。

3 グループホーム等住まいの充実と地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

施設や病院から出て、地域で生活するための支援として、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、地域生活への移行を進めます。

また、訪問系サービス、日中活動系サービスを適正に利用することで生活の維持及び継続が図られるように進めます。

さらに、地域生活への移行者を支援するためにも、地域生活支援拠点の機能充実を図る必要があります。

4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の適正な利用により、福祉施設から一般就労への移行及び定着を図ることが必要です。

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者への支援体制の充実

障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、関係機関等と連携し、人材育成等の支援体制整備を図る必要があります。



6 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症に対する誤解及び偏見を解消するための普及啓発、相談機関及び医療機関、自助グループ等の当事者団体の周知を通じて、関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要があります。



第3節 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

国の定める基本指針及び基本的な考え方を基に、富里市では、次に掲げる事項を相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方とします。

1 相談支援体制の構築

地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、その機能を有効に活用することが重要です。

また、相談支援体制に関して、検証・評価を行い、各種機能の強化・充実に向けた検討を行う必要があります。

2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

地域生活への移行支援を計画的に行うため、支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、現に地域で生活している障害者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要です。

3 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要です。そのため、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身に付け、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を進めます。

4 協議会の設置等

関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を引き続き設置し、富里市と協議会が地域課題の解決に向けて連携することが重要です。

5 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言等を行い、相談機関との連携強化を進めます。



第4節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

国の定める基本指針及び基本的な考え方を基に、富里市では、次に掲げる事項を障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方とします。

1 地域支援体制の構築

児童発達支援センターについては、地域の中核的な支援施設として障害児通所支援施設等を実施する事業所と連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが必要になります。併せて、地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要です。

2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

（1）障害福祉担当と関係機関の連携

障害児の支援については、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との連携、障害児の早期発見及び支援等を進めるための母子保健施策等との連携、就学時及び卒業時の支援の円滑な引継ぎ等のための教育委員会等との連携が重要です。

（2）障害児通所支援の充実

放課後等デイサービス等の障害児通所支援の充実に当たっては、学校施設等関連施設の活用等と関係機関と検討することが必要です。

3 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

（1）重症心身障害児及び医療的ケア児への支援体制の充実

重症心身障害児及び医療的ケア児が支援を円滑に受けられるよう、その人数やニーズ把握、地域の支援体制の現状を把握することが必要です。

また、重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、その対象児童の家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズを把握し、協議会等を活用して短期入所事業所の役割等を検討する必要があります。

また、医療的ケア児の支援に係るコーディネーターは、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援や個々の発達段階に応じた発達支援等を行うことが必要です。



(2) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援体制充実

障害児通所支援等において適切な支援ができるよう、関係機関等と連携し、人材育成等の支援体制整備を図る必要があります。

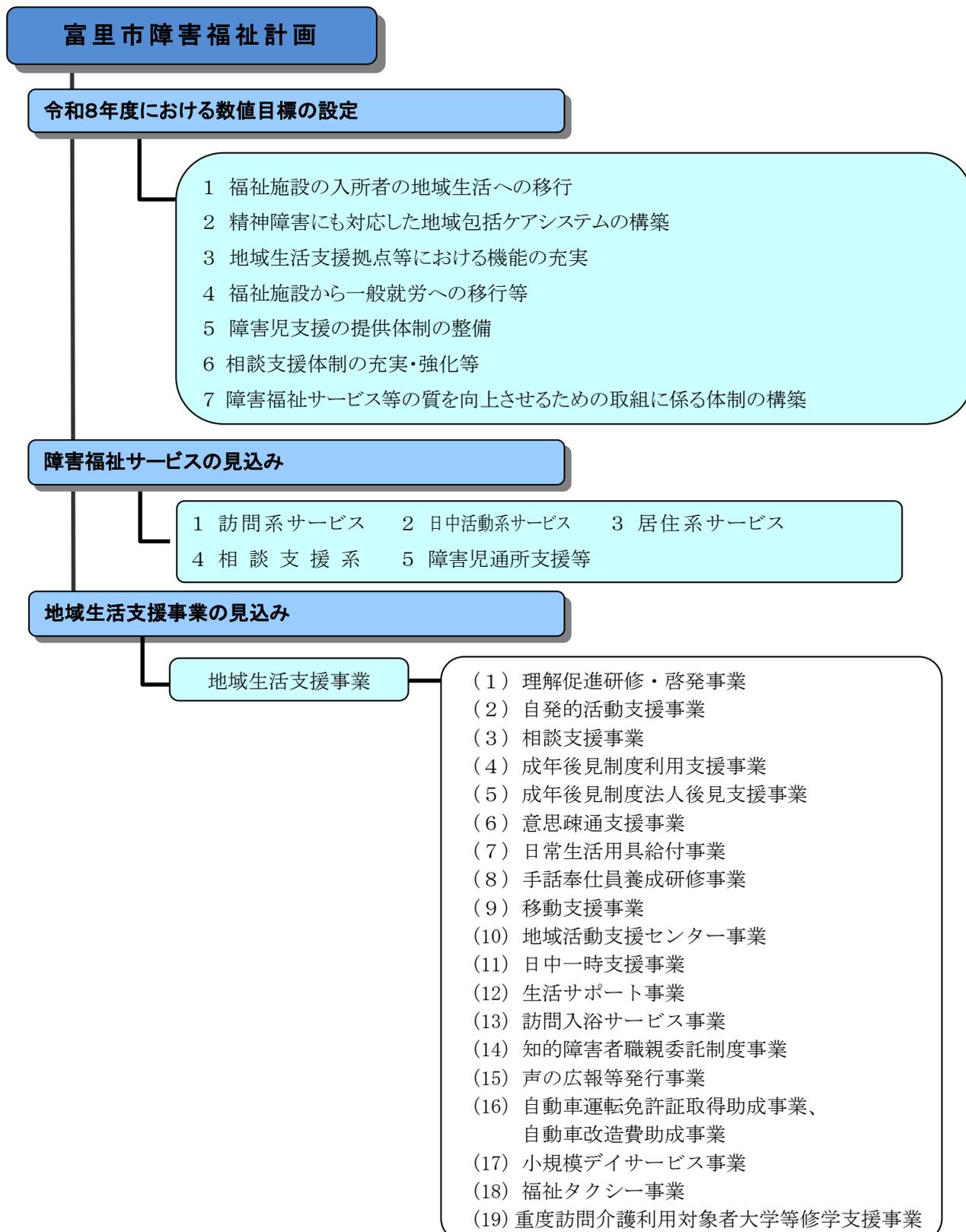
(3) 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援機関をつなぐ中心となる重要な役割を担います。このため、障害者に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図る必要があります。



第4章 障害福祉サービス等の推進

第1節 施策の体系



第2節 計画最終年度(令和8年度)における数値目標等の設定

国の基本指針では、令和8年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。本計画では、国の定める基本指針を踏まえ、次のとおり目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- ・ 令和8年度末までに令和4年度末時点の福祉施設入所者の6%以上が地域生活に移行する。
- ・ 令和8年度末時点の入所者数を令和4年度末時点の入所者数から5%以上削減する。

数値目標

項目	数値等	備考
令和4年度末入所者数 A	46人	令和4年度実績値
《成果目標》地域生活移行者数 B	4人 8.7%	Aのうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標数（Aの6%以上）
新たな施設入所支援利用者数 C	1人	令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人数見込み
令和8年度末の入所者数 D	43人	令和8年度末の利用人数見込み (A - B + C)
《成果目標》入所者数減少見込み	3人 6.5%	差し引き減少見込み人数 (A - D) (Aの5%以上)



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- 令和8年度の精神病床における退院率の上昇。3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、12か月時点91%以上とする。

千葉県が算出した、令和8年度末長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は、次のとおりです。

項目	数値等	備考
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用人数）	9人	令和8年度末の利用人数見込み（千葉県による算出）

数値目標

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
《活動指標》精神障害者の地域移行支援の利用者数	1	2	2	2
《活動指標》精神障害者の地域定着支援の利用者数	0	2	2	2
《活動指標》精神障害者の共同生活援助の利用者数	24	28	32	37
《活動指標》精神障害者の自立生活援助の利用者数	0	1	1	1
《活動指標》精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	—	2	2	2

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

数値目標

項目	数値等	備考
《活動指標》保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	自立支援協議会
《活動指標》協議の場の参加者数 保健1人以上、医療1人以上、福祉関係者12人以上、当事者・家族等1人以上	左記	自立支援協議会での保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
《活動指標》保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価実施回数	2回	自立支援協議会



3 地域生活支援拠点等における機能の充実

国の基本指針

- 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

数値目標

項目	数値等	備考
《成果目標》地域生活支援拠点等の設置及びコーディネーターの配置	1か所	自立支援協議会において設置済み
《活動指標》地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討回数	2回	機能の充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討する。
《活動指標》強度行動障害を有する者に関する支援体制の整備【新規】	構築	強度行動障害を有する者のうち特に支援を必要とする者を把握し、アンケート等を通じて課題の把握を行う。

4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 令和8年度末までに、一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- 令和8年度末までに、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- 令和8年度末までに、就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上とする。
- 就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上とする。

数値目標

項目	数値等	備考
令和3年度の年間一般就労者数 A	7人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
うち、就労移行支援事業の一般就労移行者数	4人	
うち、就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	2人	
うち、就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	1人	



第4章 障害福祉サービス等の推進

第2節 計画最終年度（令和8年度）における周知目標等の設定

項目	数値等	備考
≪成果目標≫令和8年度末における 就労系サービスを通じて一般就労に 移行した人数 B	9人	令和8年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数（Aの1.28倍以上）
Bのうち、令和8年度末の就労移行支援事業利用者における一般就労移行者数	5人	
Bのうち、令和8年度末の就労継続支援A型事業利用者における一般就労移行者数	3人	
Bのうち、令和8年度末の就労継続支援B型事業利用者における一般就労移行者数	1人	
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】	50%	（5割以上）
令和3年度末の就労定着支援事業の利用者数 C	3人	
≪成果目標≫令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数【新規】	8人 2.7倍	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数（Cの1.41倍以上）
≪成果目標≫就労定着支援事業終了後一定期間の就労定着率7割以上となる事業所の割合【新規】	2割5分	（2割5分以上）



5 障害児支援の提供体制の整備

国の基本指針

- ・ 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。
- ・ 令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築をする。
- ・ 令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業を各市町村又は圏域に1か所以上設置する。

数値目標

項目	数値等	備考
《成果目標》児童発達支援センター設置数	1か所	
《成果目標》地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築【新規】	構築	
《活動目標》主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所	
《活動目標》主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所	
《活動目標》医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	
《活動目標》医療的ケア児支援のためのコーディネーター配置	1人	配置済み
《活動目標》ペアレントトレーニング等の支援プログラム等受講者数	8人	
《活動目標》ペアレントトレーニング等の支援プログラム等実施者数	6人	
《活動目標》ペアレントメンターの人数	3人	
《活動目標》ピアサポート活動への参加人数	1人	



6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ・ 令和8年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置すること。
- ・ 令和8年度末までに協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施すること。

数値目標

項目	数値等	備考
《成果目標》※基幹相談支援センター設置数	1か所	設置済み
《成果目標》地域の相談機関との連携強化の取組の体制の構築	構築	自立支援協議会において設置済み
《活動指標》協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善【新規】	3回	自立支援協議会を通じて、個別事例の検討を実施し、地域サービス基盤の開発・改善等を実施する。

※基幹相談支援センター 障害に関する地域の相談支援拠点としての機能や様々なニーズに対応するため地域資源の連携体制の構築等複数の機能を備えるセンター。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

- ・ 令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質向上のための体制を構築する。

数値目標

項目	数値等	備考
《活動指標》県が実施する障害福祉サービス等に係る市職員の参加人数	延べ6人	障害福祉サービス等に係る研修及びその他研修
《活動指標》障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	構築	令和8年度までに構築し、年1回事業所と共有する。



第3節 障害福祉サービスの見込み

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

居宅介護（ホームヘルプ）は、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

同行援護は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。

行動援護は、自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

重度障害者等包括支援は、介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

訪問系サービス見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	43	43	44	46
	765	800	824	849
重度訪問介護	1	2	2	2
	621	600	600	600
同行援護	3	3	3	3
	11	15	15	15
行動援護	1	2	2	2
	30	60	60	60
重度障害者等 包括支援	0	1	1	1
	0	50	50	50

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

単位：実人数／月（上段）、時間／月（下段）

(2) 訪問系サービスの見込量を確保する方策

訪問系サービスは、利用規模や立地等において比較的柔軟な事業運営が可能であるとともに、従来からの蓄積や介護保険との共通した地域資源の活用が可能であることから、現状においても必要なサービス提供が可能と考えられます。

なお、今後の一層の利用増加に伴って安定したサービスを確保し、より質の高いサービスを実現するためには、新たな事業者の参入が必要と考えます。



2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

生活介護は、常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

生活介護見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	125	126	127	129
延べ人数日/月	2,441	2,452	2,498	2,521
重度障害者の生活介護【新規】	44	51	59	69
うち強度行動障害【新規】	—	1	1	1
うち高次脳機能障害【新規】	—	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者【新規】	—	1	1	1

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練は、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

自立訓練（機能訓練）見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	1	1	1	1
延べ人数日/月	20	22	22	23

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

自立訓練（生活訓練）見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	1	2	2	2
延べ人数日/月	17	22	23	24

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。



(3) 就労選択支援【新規】

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

就労選択支援見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	—	—	2	2

(4) 就労移行支援

就労移行支援は、一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労移行支援見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	16	19	23	28
延べ人数日/月	285	368	425	548

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

(5) 就労継続支援（A型＝雇成型、B型＝非雇成型）

就労継続支援は、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。

就労継続支援（A型＝雇成型）見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	13	14	15	16
延べ人数日/月	244	270	299	331

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

就労継続支援（B型＝非雇成型）見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	85	97	111	127
延べ人数日/月	1,497	1,629	1,772	1,928

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。



(6) 就労定着支援

就労に関する問題を解決するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。

就労定着支援見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	6	6	7	8

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

(7) 療養介護

療養介護は、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

療養介護見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	7	7	7	7

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。



(8) 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）は、自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所見込量

項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	実人数/月	13	14	17	20
	延べ人数日/月	152	157	161	166
	重度障害者の短期入所【新規】	3	3	3	3
	うち強度行動障害【新規】	—	1	1	1
	うち高次脳機能障害【新規】	—	1	1	1
	うち医療的ケアを必要とする者【新規】	—	1	1	1
医療型	実人数/月	0	1	1	1
	延べ人数日/月	0	10	10	10

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

(9) 日中活動系サービスの見込量を確保する方策

障害のある人が地域での生活を実現するためには、障害種別、利用者のライフステージや生活上の課題等により必要な支援は様々なことから、利用者が目的に沿って適切な支援を選択できるようサービスの提供に努めます。

また、今後の一層の利用増加に伴って、安定したサービスを確保し、より質の高いサービスを実現するためには、新たな事業者の参入が必要と考えます。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助

自立生活援助は、一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行います。平成30年度から新たに実施されたサービスです。

自立生活援助見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	0	2	2	2

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。



(2) 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

共同生活援助（グループホーム）見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	74	81	89	97
重度障害者の共同生活援助【新規】	1	3	3	3
うち強度行動障害【新規】	—	1	1	1
うち高次脳機能障害【新規】	—	1	1	1
うち医療的ケアを必要とする者【新規】	—	1	1	1

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

(3) 施設入所支援

施設入所支援は、夜間施設において入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援（生活介護など日中活動と併せたサービス）を提供します。

施設入所見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	46	45	44	43

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

(4) 居住系サービスの見込量を確保する方策

入所施設からの段階的な地域移行と、安定した生活環境を整備することを実現していくことが重要であることから、実態を注視しながら、必要な支援策の提供に努めます。



4 相談支援系

(1) 計画相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービス等の申請前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに必要に応じてサービス等利用計画の見直しを行います。

また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行いサービス事業者等との連絡調整を行います。

計画相談支援見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	48	52	56	60

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

(2) 地域移行支援

地域移行支援は、障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として地域移行支援計画の作成、関係機関との調整を行います。

地域移行支援見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	1	3	3	4

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。

(3) 地域定着支援

地域定着支援は、居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

地域定着支援見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数/月	0	2	3	3

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。



(4) 相談支援サービスの見込量を確保する方策

すべての障害福祉サービス等の利用者へのサービス利用計画作成及び施設や病院に入所・入院している障害のある人等に対する地域移行支援や地域定着支援により、対象者の増加が見込まれます。障害のある人等が地域で安心して自立した生活を送っていくために、ニーズや課題に対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結び付けていくための相談事業を行います。

5 障害児通所支援等

児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うものです。

放課後等デイサービスは、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。医療型発達支援は、児童発達支援及び治療を行うものです。

障害児通所支援等見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	単位
障害児相談支援	23	35	40	45	実人数/月
児童発達支援	73	73	73	75	実人数/月
	577	594	612	630	延べ日数/月
放課後等デイサービス	94	109	126	146	実人数/月
	1,225	1,437	1,686	1,978	延べ日数/月
保育所等訪問支援	8	11	14	17	実人数/月
	14	19	24	29	延べ日数/月
居宅訪問型児童発達支援	0	1	1	1	実人数/月
	0	5	5	5	延べ日数/月
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	1	1	1	1	実人数/月

※ 令和5年度は11月末までの平均値です。



第4節 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定において市町村が実施主体であると位置付けられた法定化された事業です。障害のある人が、障害福祉サービス、その他のサービスを利用しつつ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、様々な事業による支援を行います。

1 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図る事業です。

富里市では、高齢者・障害者・子ども・福祉団体やボランティアなど全ての市民が一体となって「福祉」を創りあげていくための、福祉活動の促進と意識の高揚を目的に、毎年11月3日に「福祉まつり」を、毎年12月に「障害者フェスティバル」を開催しています。

今後も、引き続き実施していきます。

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有

※2 令和5年度は実施予定を含む。

(2) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

富里市では、市内5福祉団体に対して自発的に行う各種活動を支援するための補助金を交付しています。

今後も、引き続き実施していきます。

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有

※ 令和5年度は11月末までの実績です。



(3) 相談支援事業

障害のある人やその家族の方々等からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うことにより、障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように総合的・専門的な相談支援体制を有した「基幹相談支援センター」を令和3年4月に設置し、支援体制を強化しました。また、一般的な相談支援事業に加え地域自立支援協議会を設置し、関係機関や指定相談支援事業者との連携体制を強化することにより、情報の共有化と社会資源の有効活用を図り、障害のある人の自立を支援していきます。また、障害のある人が、気軽に相談できる場所があることを市広報紙やホームページ、障害者福祉のしおりなどを媒体とし、啓発を促進します。

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	有	有	有	有
地域自立支援協議会	有	有	有	有
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

(4) 成年後見人制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害や精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見人制度利用支援事業	0	1	1	1

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：人数／年

(5) 成年後見人制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

既に、市社会福祉協議会や市内NPO法人が法人成年後見事業を実施しており、新たに適任の法人があった場合には、法人の確保に努め障害者の権利擁護を図ります。

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見人制度法人後見支援事業	無	無	無	無

※ 令和5年度は11月末までの実績です。



(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図っていきます。

意思疎通支援事業見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者設置事業	1	1	1	1
手話通訳者・要約筆記派遣事業	9	10	11	12

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：実人数/月（上段）、件数/月（下段）

(7) 日常生活用具給付事業

障害者や難病患者の方に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、又は貸与すること等により、自立した日常生活の支援を図っていきます。

日常生活用具給付事業見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	0	1	1	1
自立生活支援用具	3	5	6	7
在宅療養等支援用具	3	5	5	6
情報・意思疎通支援用具	2	3	3	4
排泄管理支援用具	1,447	1,500	1,535	1,575
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	1	1	1
合計	1,455	1,515	1,551	1,594

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：件数/年

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙（ごい）及び手話表現技術を習得するための講座を3市町広域（八街市・富里市・酒々井町）で実施します。

手話奉仕員養成研修事業見込み

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成講座	有	有	有	有

※ 令和5年度は11月末までの実績です。



(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出時の移動を支援していきます。

移動支援事業見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	9	9	10	11
述べ利用時間	38	41	43	45

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：人／月（上段）延時間／月（下段）

(10) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、障害のある人に創作的活動・生産活動の機会の提供や社会との交流を促進し、自立した生活の支援を図ることを目的としてⅠ型～Ⅲ型までの類型が設定されています。活動の場の確保は、障害のある人やその家族等にとって、自立した生活を支えていく上で重要な要素であることから、各支援センターの安定的な継続支援を実施していきます。

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	1	1	1	1
	402	605	612	624

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：箇所数（上段）、延べ人／年（下段）

(11) 日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要と市が認めた障害者等に対し、日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援と負担の軽減を図ることを目的に実施します。

日中一時支援事業見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	27	29	31	33

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：人／月

(12) 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたすおそれのある方に、市の判断により居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）や一時的な支援（短期入所）を実施していきます。

生活サポート事業見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活サポート事業	3	3	3	4

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：人／月



(13) 訪問入浴サービス事業

身体障害のある人の地域での生活を支援するため、居宅において入浴サービスを提供し清潔の保持、心身機能の維持等を行います。

訪問入浴サービス事業見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	1	1	1	2

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：人／年

(14) 知的障害者職親委託制度事業

知的障害者を、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）のもとで、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、自立更生を支援していきます。また、特別支援学校やハローワーク等関係機関との連携を図るとともに、就労移行支援や就労継続支援A型（雇用型）との連携や職親の活動についての啓発に努めます。

知的障害者職親委託制度事業見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者職親委託制度事業	3	3	3	3

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：人／年

(15) 声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者に対して、音声訳その他障害者に分かりやすい方法により「広報とみさと」やその他障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報を定期的に提供します。

声の広報等発行事業見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
声の広報等発行事業	8	12	12	12

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：回数／月

(16) 自動車運転免許証取得助成事業、自動車改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成し、自立支援を図っていきます。

自動車運転免許証取得助成事業、自動車改造費助成事業見込量

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許証取得助成事業	0	1	1	1
自動車改造費助成事業	1	1	1	1

※ 令和5年度は11月末までの実績です。

単位：人／年



(17) 小規模デイサービス事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図ることを目的とするデイサービスを提供する事業者で、利用定員がおおむね15人未満の事業所について、事業を利用する人が継続してサービスを受けられるよう実施します。

(18) 福祉タクシー事業

重度心身障害者の人に対し、一人につき年24回まで（腎機能障害により人工透析療法を受けている人は、年間48回）、利用1回につき上限1,000円を助成し、タクシーの利用を容易にし社会生活の範囲をひろめることを目的に実施します。

(19) 重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業【新規】

重度の障害のある人が、修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、大学敷地内で修学に必要な身体介護等を提供することにより、社会参加を促進することを目的に実施します。

(20) 地域生活支援事業のサービスを確保するための方策

障害のある人が地域で自立して生活していくためには、障害のある人の多種多様なニーズに柔軟に対応していくための社会資源の整備を進めていく必要があります。

地域生活支援事業については、地域の特性に適したサービスについて、サービス提供事業所と連携し質の向上と必要量の確保に努めるとともに、サービスを必要とする人に対し情報提供と利用促進を図ります。

また、「障害のある人も地域社会の一員として自立し、自分らしくいきいきと暮らせるまち」を実現するためには、地域での理解と協力が不可欠であり、ボランティアの育成や地域住民への啓発を図ります。



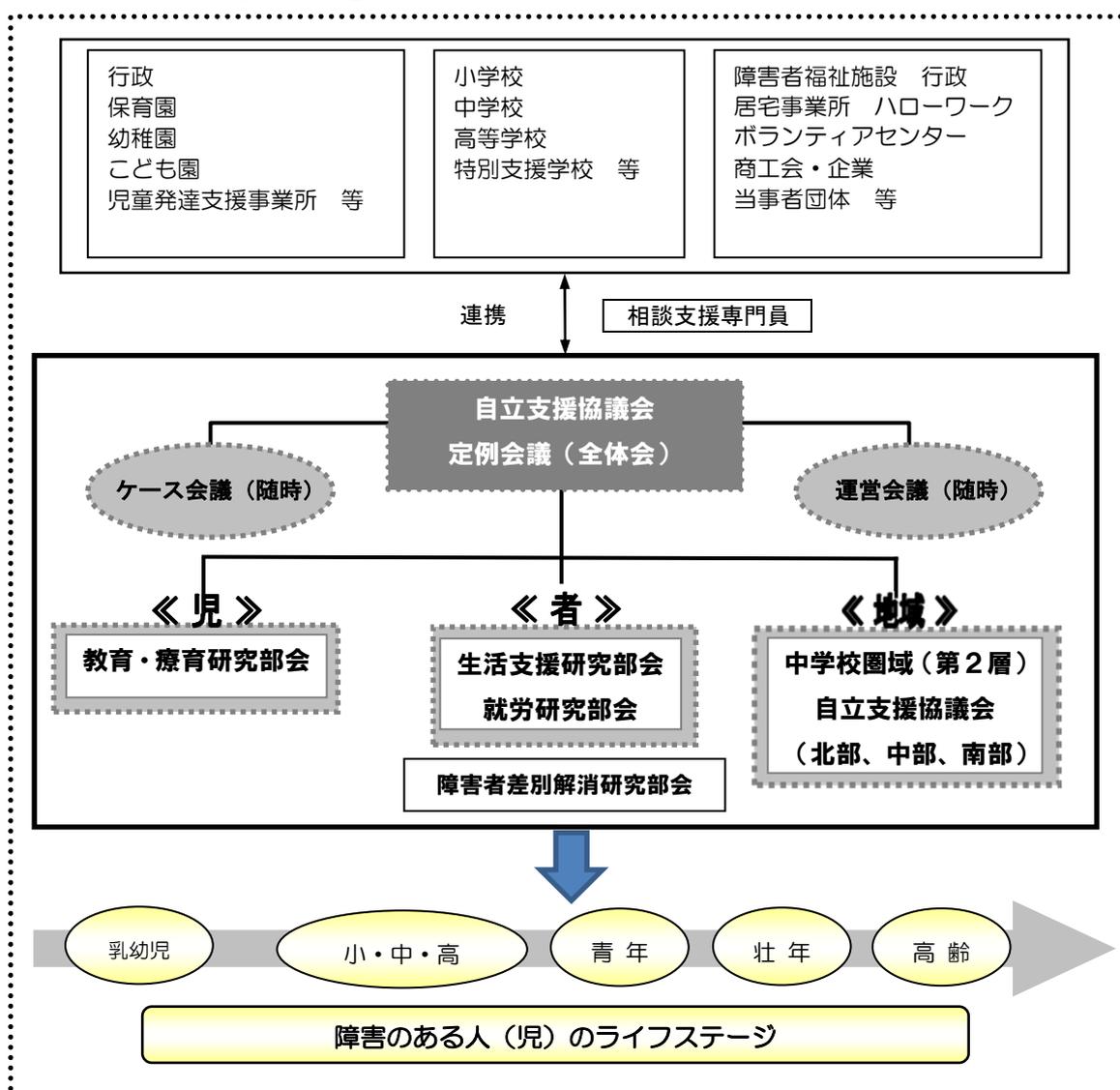
第5節 生涯にわたる一貫した支援体制

療育支援や早期のサポート体制を確立にしていくためには、地域全体での支援に加え、ライフステージを通じて一貫した支援を行うことが必要です。そのため、本市では大きく二つの取組を推進します。

1 「富里市自立支援協議会」を核とした支援体制の構築

保健・福祉・教育・就労等の各分野が連携し、「自立支援協議会」の下部組織として五つの研究部会を設置しています。また、今後、地域生活支援拠点等の機能充実に向けた検証及び検討の場としての機能を付与します。

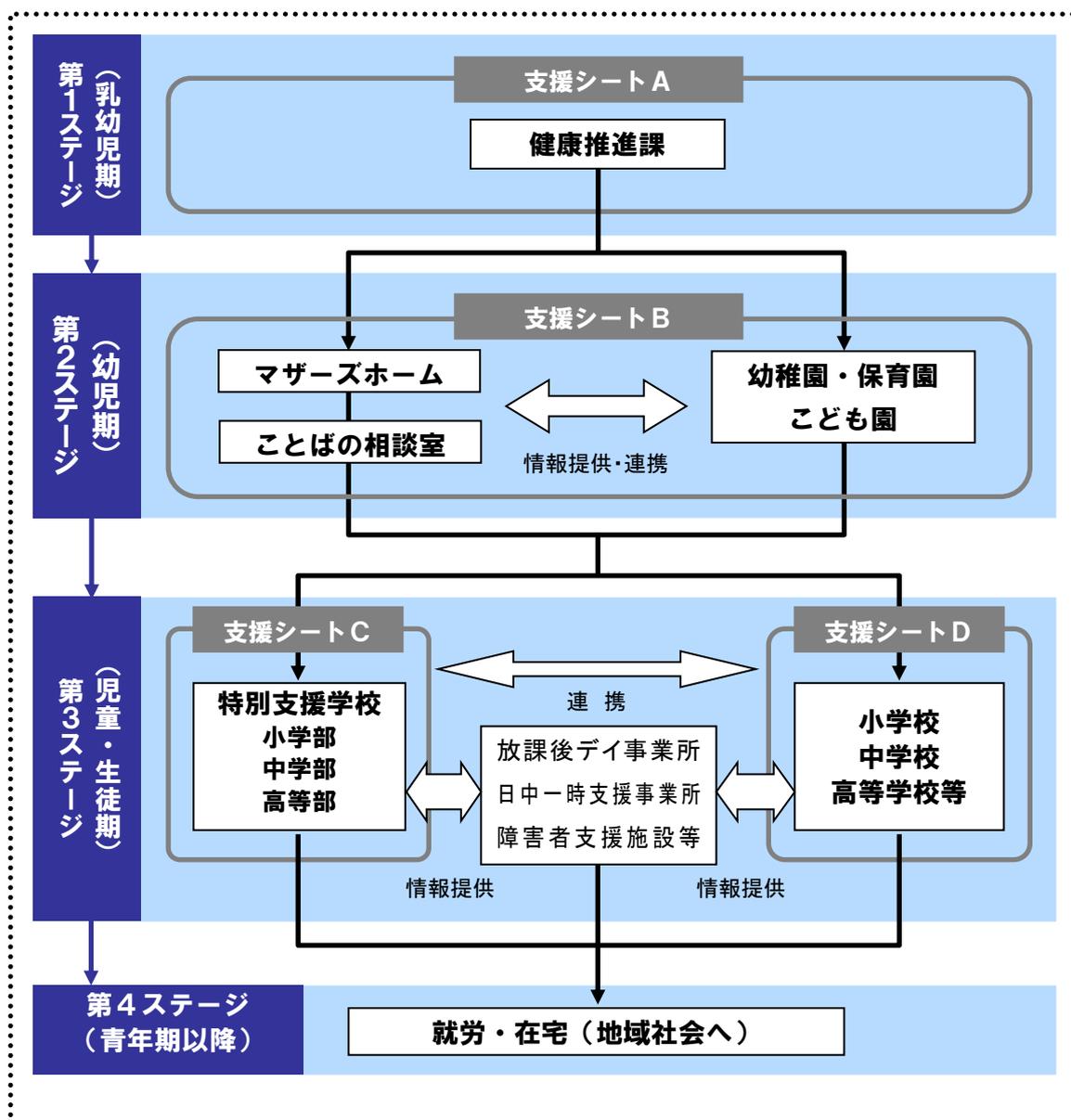
■ 「富里市自立支援協議会」の概要



2 「ライフサポートファイル」の導入

障害のある人（児）が生涯を通じて一貫した支援が受けられるように「ライフサポートファイル」の仕組みを導入しています。各ライフステージにおいて、障害のある人（児）の障害状況や支援内容等を記した「支援シート」を作成するとともに、一つのファイルにとじる（＝ライフサポートファイル）ことで、これまでのステージの状況が把握でき、迅速かつ適切な支援が可能となります。

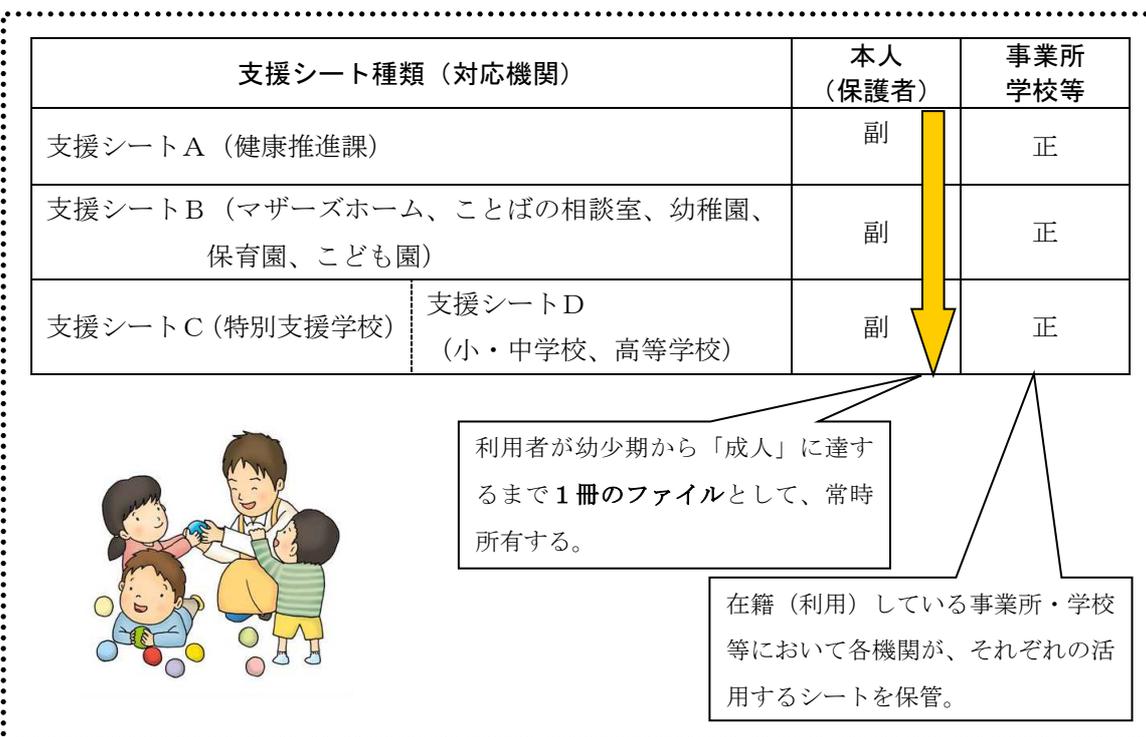
■ライフステージごとの「支援シート」と「ライフサポートファイル」の概要（イメージ図）



※「ライフサポートファイル」は「支援シート」を一つのファイルにまとめたもの



■「ライフサポートファイル」活用の流れ



ライフサポートファイルの活用にあたって

①保護者の同意を得ること

②利用者の使いやすいファイルになること

保護者：ファイルを提示することで説明を簡略化。相談を受けやすくなる。
各機関の支援者：実態に即した具体的な支援の手だてを講じることができる。

③支援シートのメリット・利便性を確立すること

- ・学校等の各機関、各事業所とライフステージごとの支援シートを協力して作成することで、子どものことを深く知ってもらうことができる。
- ・各事業所や進学先で子どもの状態を的確に把握し、スピーディーに対応することができる。

*以上のようにライフステージにおいては、関連機関間との関係化とともに書面で引き継ぐことが重要になります。これは、特に未就学時期から学齢期への移行支援で極めて重要な役割を果たします。ライフステージごとに支援の担い手が替わりやすい移行期に、一貫した支援が継続されるよう、家族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるための情報伝達ツールとして、「ライフサポートファイル」の活用を進めていきます。



資料編

○富里市自立支援協議会設置要綱（平成19年1月16日 告示第4号）

（設置）

第1条 障害福祉に携わる機関、団体及び行政が連携し相談支援の円滑な推進を図り地域における障害児及び障害者の福祉の向上を図るとともに、関係機関のネットワークの構築強化のため富里市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、障害者相談支援事業をはじめとするシステムづくりの強化及び地域福祉サービスの推進を図るため次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）市の相談支援事業の運営に関すること。
- （2）困難事例への対応の在り方に関すること。
- （3）地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- （4）地域生活支援拠点等に関すること。
- （5）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関すること。

（構成員）

第3条 協議会の委員は40人以内をもって構成し、障害福祉に携わる機関、団体及び行政機関のうちから、市長が委嘱する。

（委員の責務）

第4条 協議会の委員は、プライバシーの尊重に万全を期さなければならない。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の委嘱の資格に変更を生じたときは、任期のいかんにかかわらず委員の職を失うものとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 協議会に会長1人を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、副会長1人を指名する。
- 3 会長は、会議を総理し、協議会を代表する。ただし、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じ随時開催する。
- 3 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 協議会は、必要に応じ個別のケース会議を開催することができる。

（事務局）



第8条 協議会の事務局は、基幹相談支援センターに置く。

(運営会議)

第9条 協議会に、運営会議を置く。

2 運営会議の委員は、8人以内とし、協議会の指名した者とする。

3 運営会議は、協議会の運営等に関することを協議する。

4 運営会議は、必要に応じ随時開催する。

(部会及び中学校圏域自立支援協議会)

第10条 協議会に必要な応じ、部会及び中学校圏域自立支援協議会（以下「圏域協議会」という。）を置くことができる。

2 部会及び圏域協議会に属すべき委員及びその座長は、会長が指名する。

3 部会及び圏域協議会は、座長が招集し、座長が議長となる。

4 座長は、必要があるときは、部会及び圏域協議会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 座長は、必要に応じて、有識者として他の部会及び圏域協議会に参加することができる。

6 座長は、部会及び圏域協議会の協議結果を協議会に報告する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成20年5月20日告示第104号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の富里市地域自立支援協議会設置要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成27年6月15日告示第113号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第61号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日告示第29号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

協議会の設置については、障害者総合支援法第89条の3に明記されています。

(協議会の設置)

第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。



○アンケートの結果

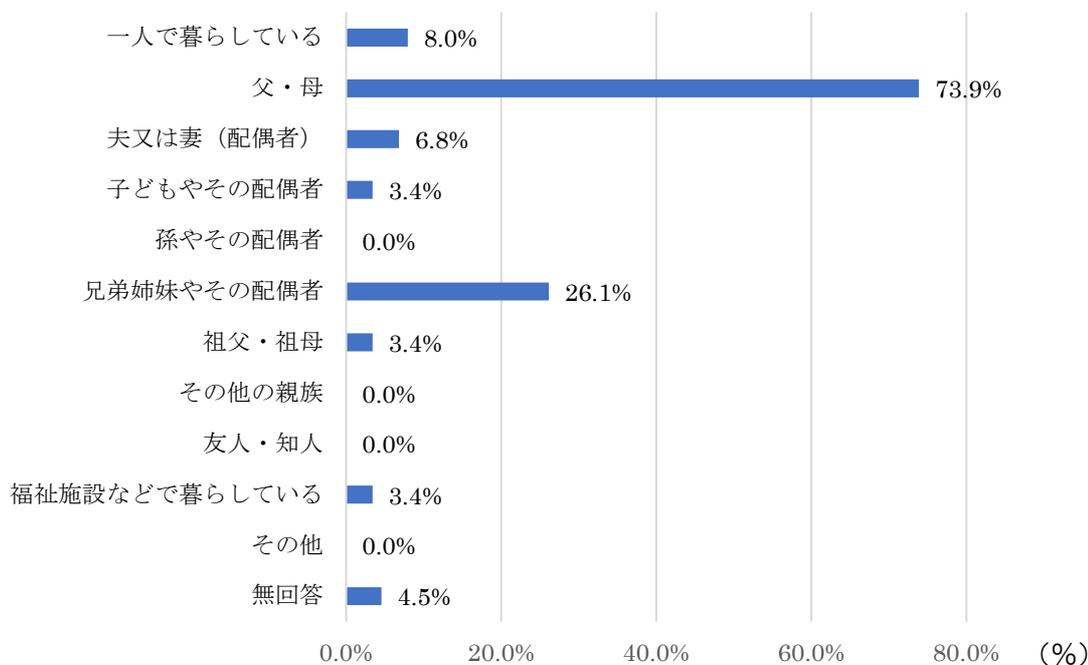
アンケート結果の見方

- ・設問の中には前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が全体より少なくなっています。また、設問ごとに全回答対象数を n=〇〇 で表示しています。
- ・設問には1つのみ答える単数回答と、複数回答があります。複数回答の集計においては、回答者がその選択肢を選択した割合を算出しており、その割合の合計は 100.0%にならないところがあります。
- ・割合は選択肢ごとに小数点以下第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が 100.0%にならないものがあります。
- ・選択肢の語句が長い場合、本文や図表では省略した表現を用いています。

(1) 誰と一緒に暮らしていますか

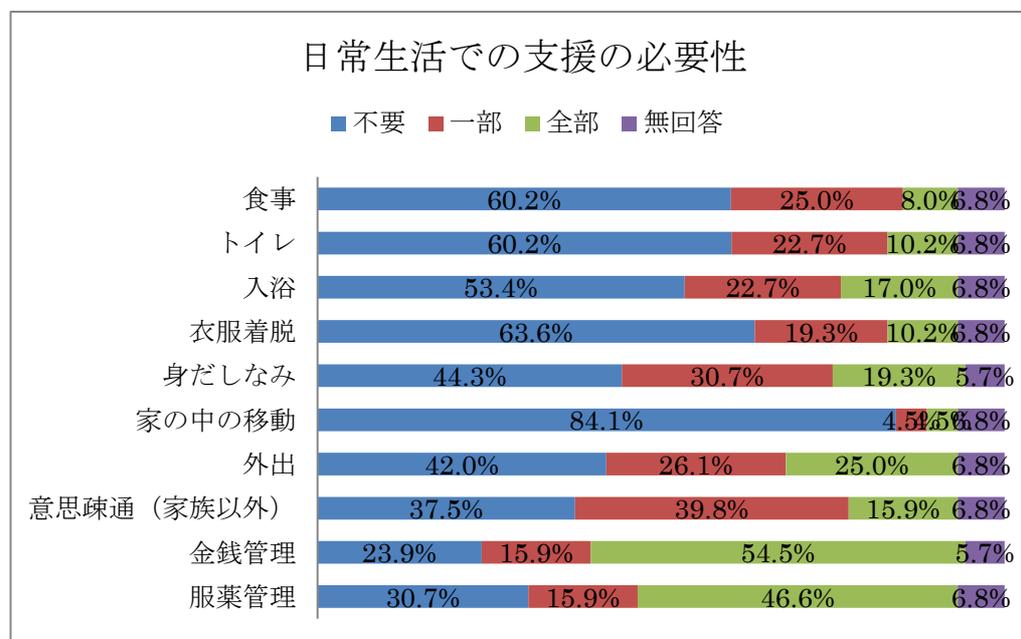
一緒に暮らしている人は、「父・母」が最も多く 73.9%、次いで「兄弟姉妹やその配偶者」が 26.1%・「一人で暮らしている」が 8.0%となっています。また、「福祉施設などで暮らしている」が 3.4%となっています。

誰と一緒に暮らしていますか（複数選択可）



(2) 日常生活で必要な支援

「食事」「トイレ」「入浴」「衣服着脱」は約4割の人が何かしらの支援（全部又は一部支援）を必要としています。「身だしなみ」「外出」「意思疎通（家族以外）」「服薬管理」は約6割の人が何かしらの支援を必要としています。一番支援を必要としている項目は「金銭管理」の71.5%となっています。

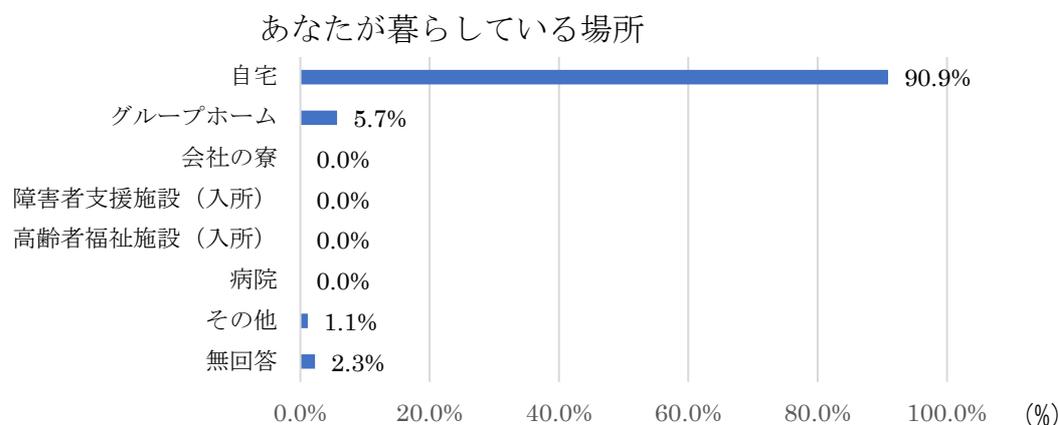


(回答対象者 n=88)

(3) 住まいや暮らしについて

○ 現在、暮らしている場所

「自宅」が90.9%、次いで「グループホーム」5.7%となっています。在宅での生活が主たる暮らしとなっています。



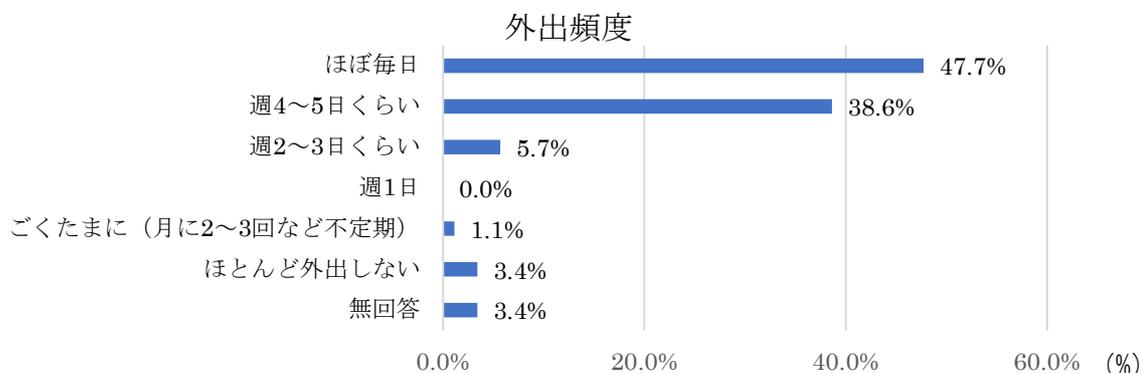
(回答対象者 n=88)



(4) 外出について

○ 外出の頻度

「ほぼ毎日」が47.7%、「週4～5日くらい」が38.6%、「ごくたまに（月に2～3回など不定期）」が1.1%となっています。



(回答対象者 n=88)

また、回答者の所持する手帳等級ごとにみた外出頻度は次のとおりです。
障害が重度になるにつれ外出頻度が少なくなる傾向が見えます。

単位：人

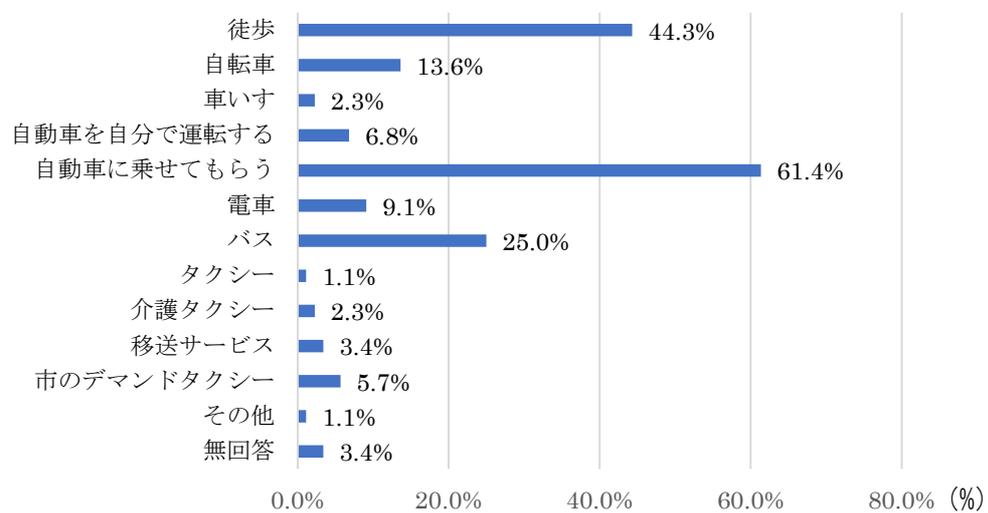
手帳等級	回答対象者	ほぼ毎日	週4～5日	週2～3日	週1日	月2～3回	ほぼ無い
身体1級	5	2	1	0	0	0	2
身体2級	2	1	0	1	0	0	0
身体3級	1	0	1	0	0	0	0
身体4級	1	0	1	0	0	0	0
身体5級	1	0	0	1	0	0	0
療育㊤	2	1	1	0	0	0	0
療育㊤1	9	5	3	1	0	0	0
療育㊤2	3	3	1	0	0	0	0
療育A1	3	2	1	0	0	0	0
療育A2	1	1	0	0	0	0	0
療育B1	9	2	7	0	0	0	0
療育B2	13	7	6	0	0	0	0
精神1級	2	1	0	1	0	0	0
精神2級	10	5	3	1	0	1	0
精神3級	4	2	2	0	0	0	2



○ 外出方法

「自動車に乗せてもらう」が 61.4%、「徒歩」が 44.3%、「バス」が 25.0%となっています。

あなたの主な外出方法



(回答対象者 n=88)

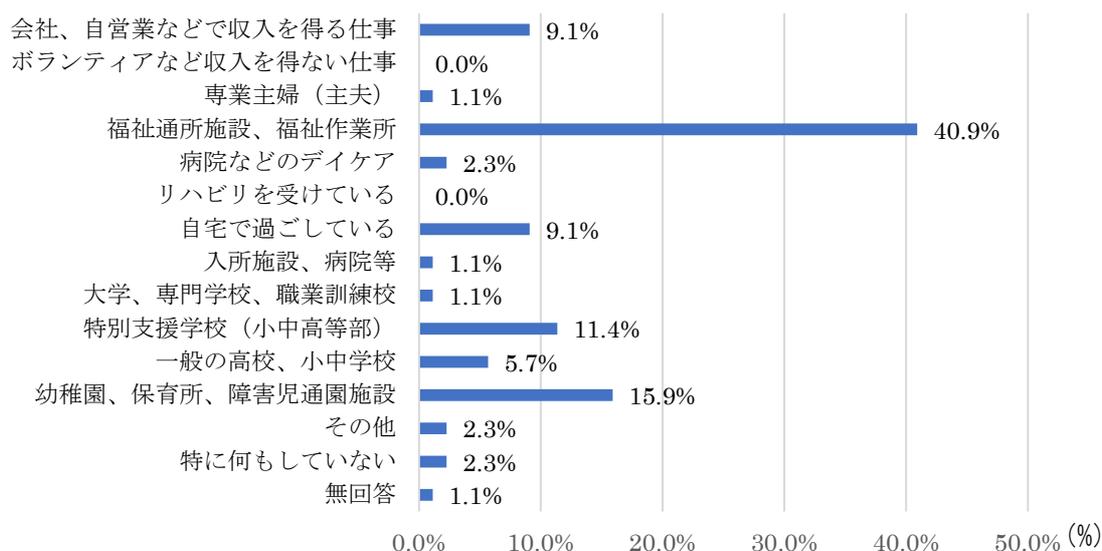


(5) 日中の過ごし方と仕事について

○ 日中の過ごし方

「福祉通所施設、福祉作業所」が 40.9%、「幼稚園、保育所、障害児通園施設」・「特別支援学校」が 27.3%、「自宅で過ごしている（趣味、勉強、作業等）」・「会社・自営業などで収入を得る仕事」がそれぞれ 9.1%となっています。

あなたの日中の過ごし方



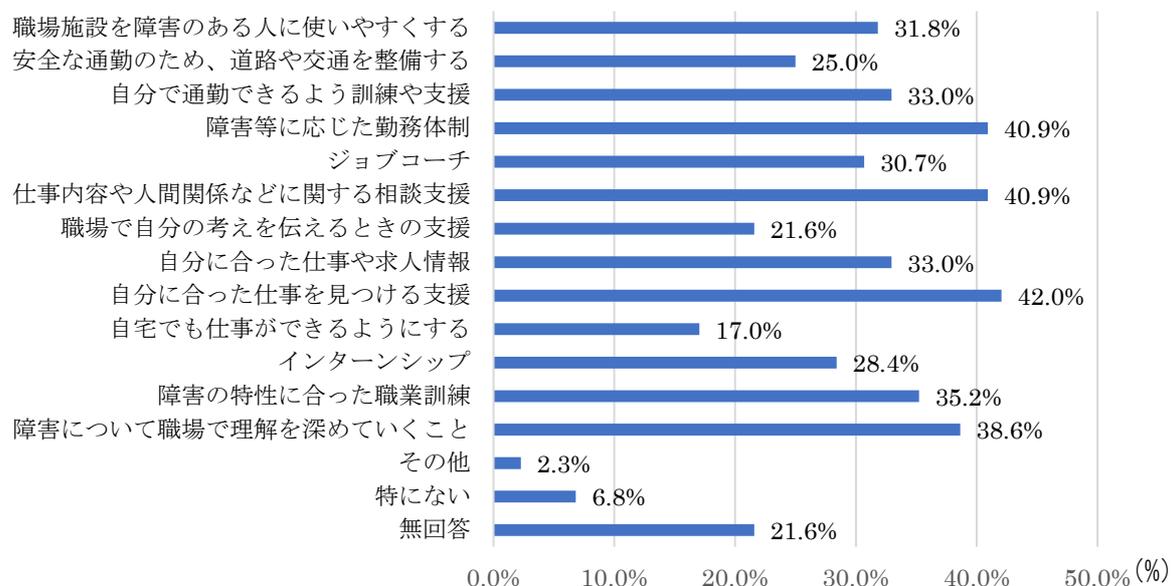
(回答対象者 n=88)



○ 仕事について

「自分に合った仕事をみつける支援」が42.0%、「障害等に応じた勤務体制」と「仕事内容や人間関係などに関する相談支援」が共に40.9%となっています。

障害のある人が仕事をしていく上での支援（複数回答可）



(回答対象者 n=88)

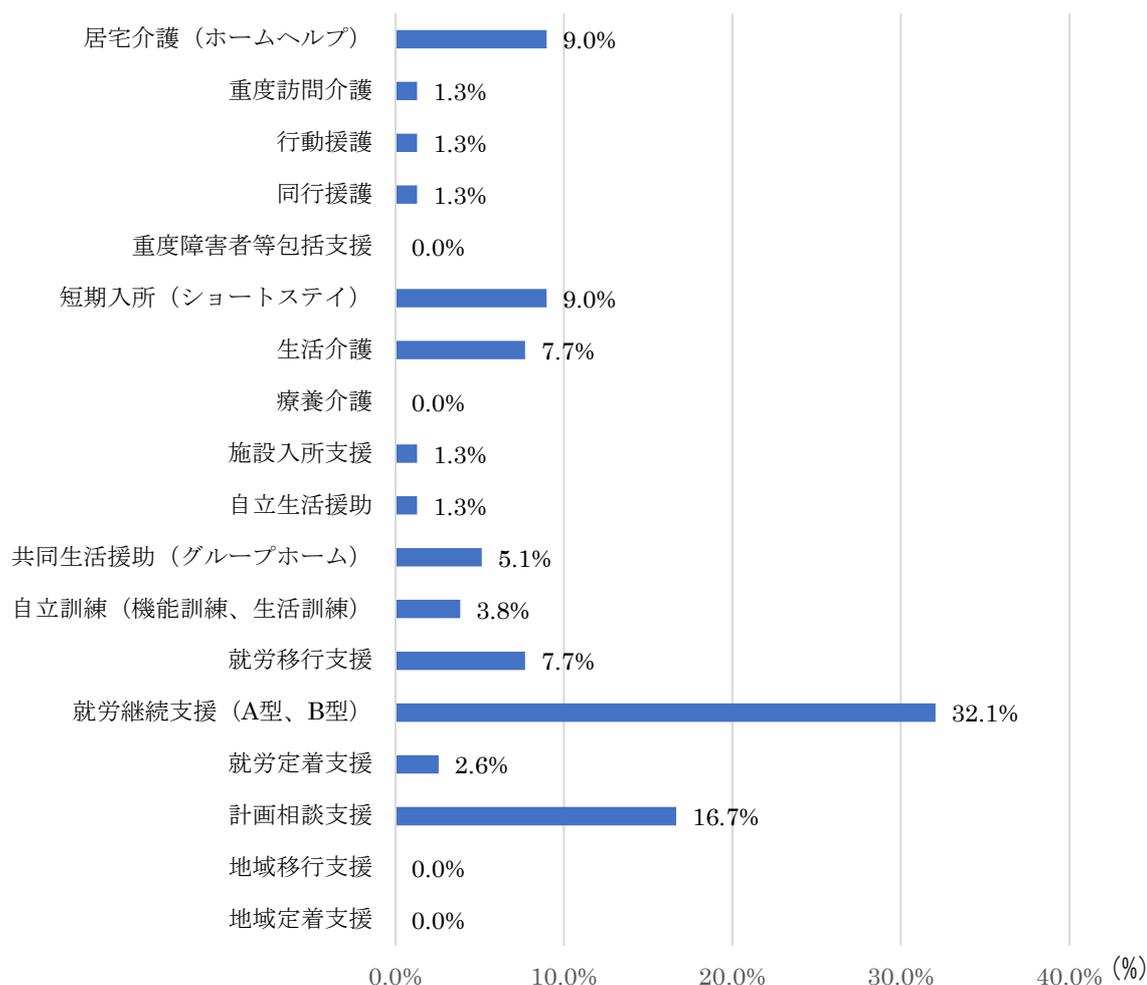


(6) 各サービスの利用状況と利用希望について

○ 18歳以上を対象とするサービス（現在、利用しているサービス）

「就労継続支援（A型、B型）」が32.1%、「計画相談支援」が16.7%、「居宅介護（ホームヘルプ）」と「短期入所（ショートステイ）」が共に9.0%となっています。

現在、利用している障害者サービス（複数回答可）



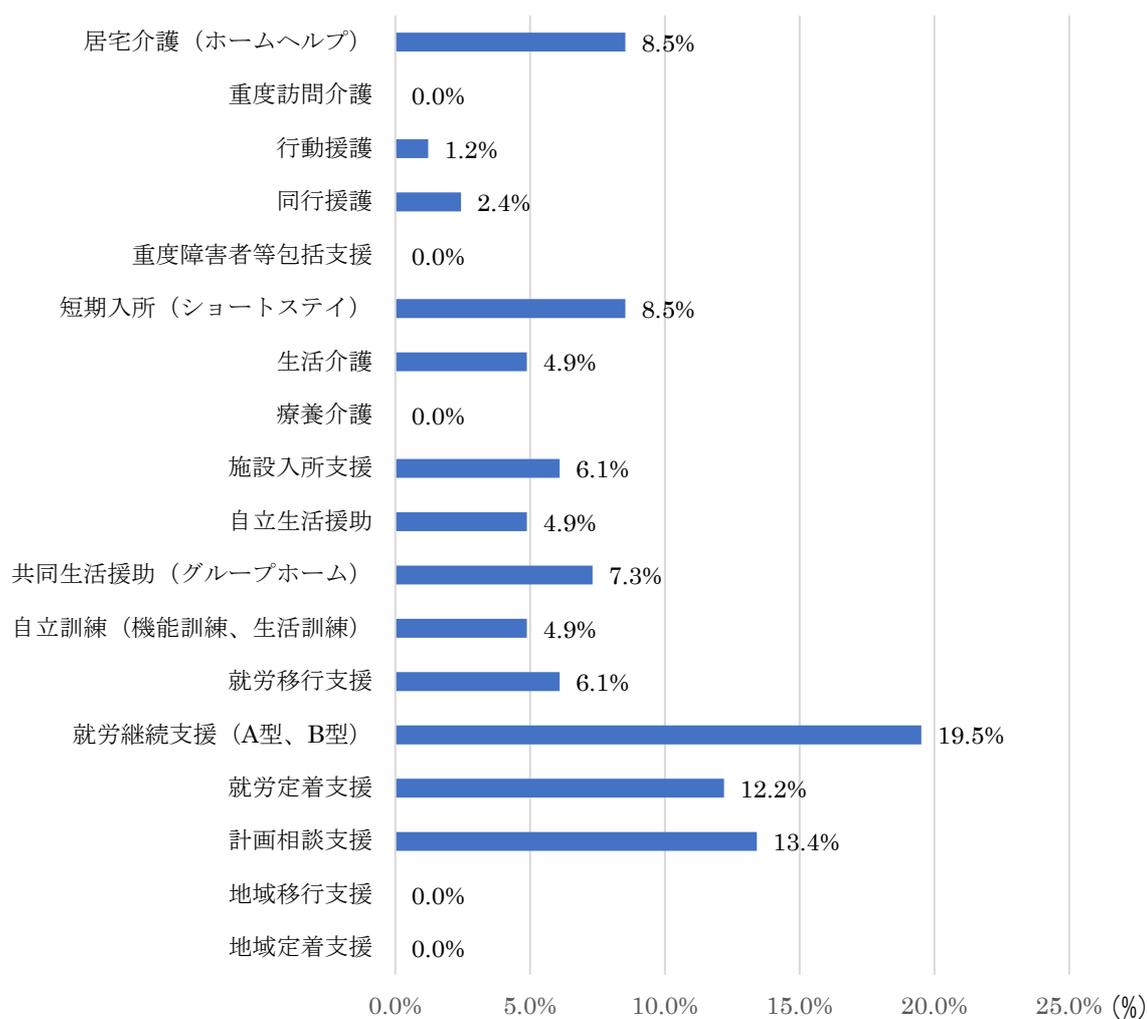
(回答対象者 n=78)



○ 18歳以上を対象とするサービス（今後、利用したいサービス）

「就労継続支援（A型、B型）」が19.5%、「計画相談支援」が13.4%、「就労定着支援」が12.2%となっています。

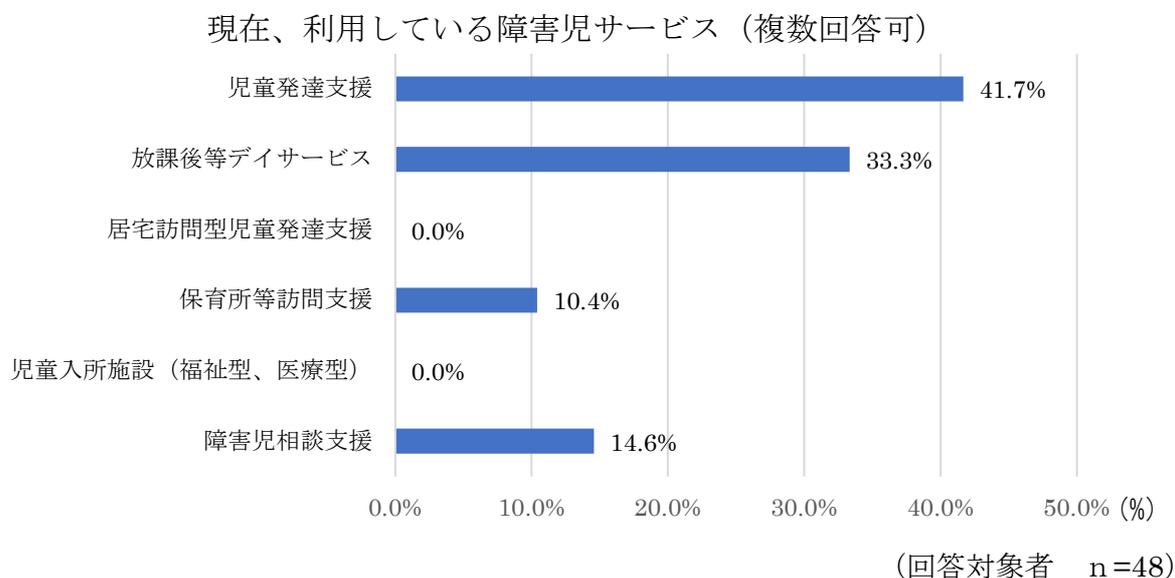
今後3年以内の障害者サービス利用予定（複数回答可）



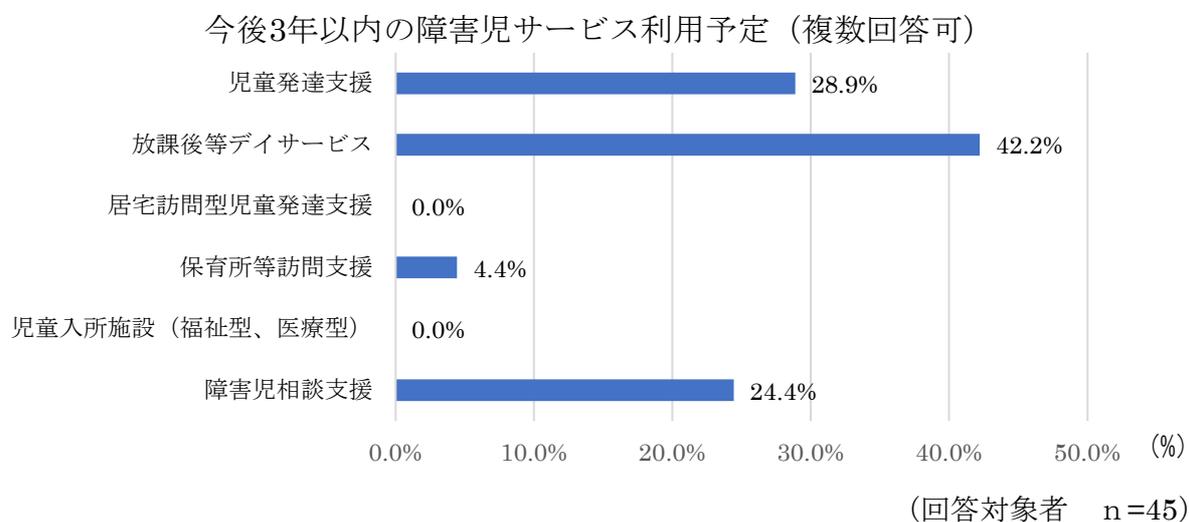
（回答対象者 n=82）



- 18歳以下を対象とするサービス（現在、利用しているサービス）
「児童発達支援」が41.7%、「放課後等デイサービス」が33.3%となっています。



- 18歳以下を対象とするサービス（今後、利用したいサービス）
「放課後等デイサービス」が42.2%、「児童発達支援」が28.9%となっています。

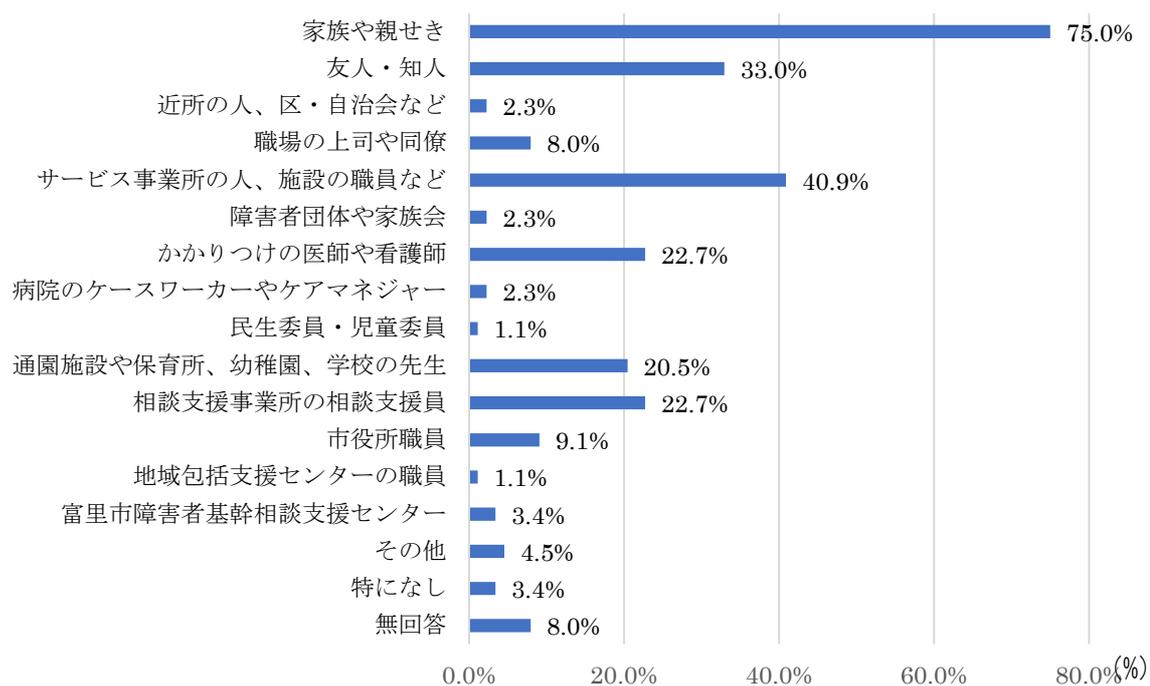


(7) 相談相手と障害のことや福祉サービスに関する情報の入手方法

○ 相談相手

「家族や親せき」が 75.0%、「サービス事業所の人。施設の職員など」が 40.9%、「友人・知人」が 33.0%となっています。

悩みや困ったことの相談相手



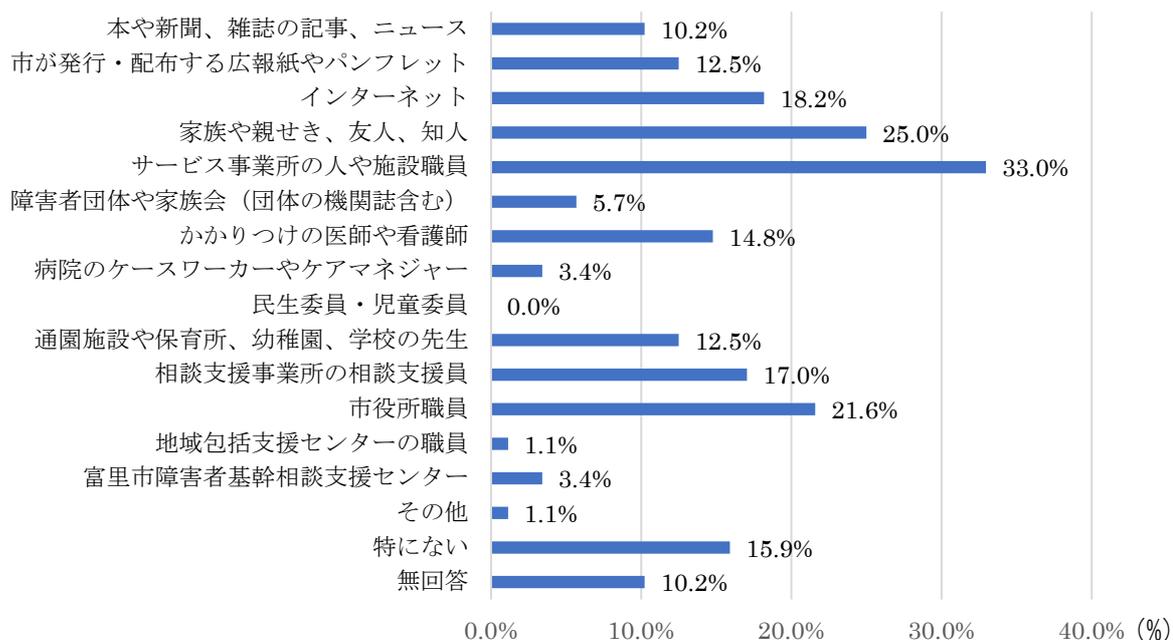
(回答対象者 n=88)



○ 障害のことや福祉サービスに関する情報の入手方法

「サービス事業所の人や施設職員」が33.0%、「家族や親せき、友人、知人」が25.0%となっています。

情報を知る方法（複数回答可）



(回答対象者 n=88)

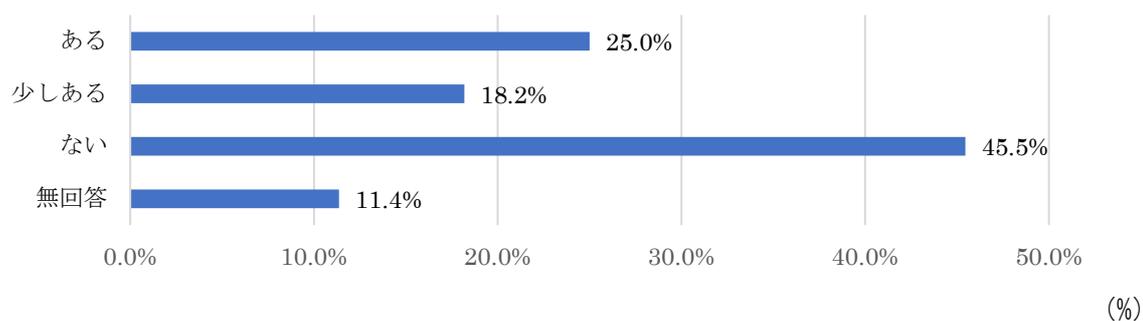


(8) 障害があることでの差別や嫌な思い

○ 差別や嫌な思いの経験

「ある」と「少しある」を合わせると 43.2%となり、約 4 割の人が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。

差別や嫌な思いの経験



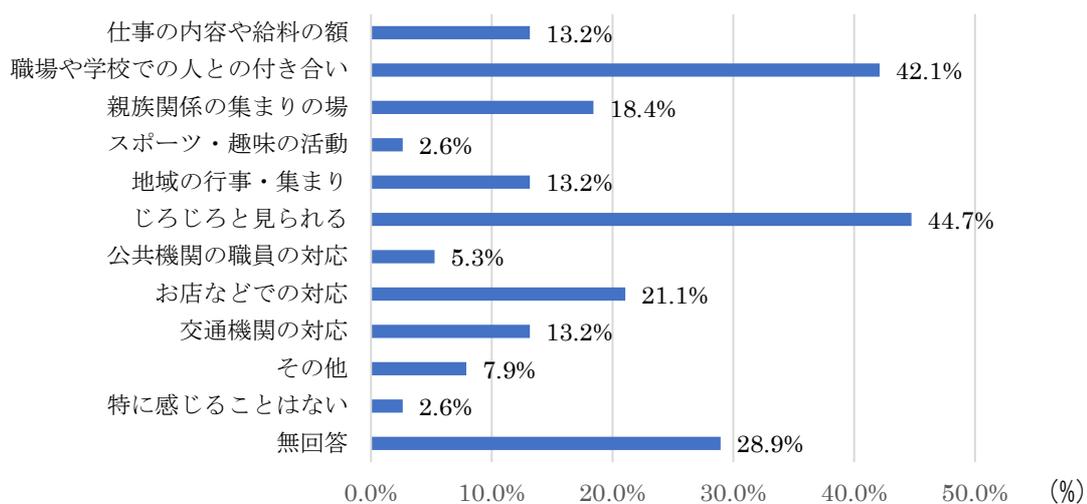
(回答対象者 n=88)

○ 差別や嫌な思いをした場面

※「差別や嫌な思いの経験」の質問で「ある」又は「少しある」と答えた人限定の質問です。

「じろじろと見られる」が最も多く 44.7%、次いで「職場や学校での人とのつきあい」が 42.1%、「お店などでの対応」が 21.1%となっています。

差別や嫌な思いをした場所（複数回答可）



(回答対象者 n=38)



第7期 富里市障害福祉計画
第3期 富里市障害児福祉計画

発行：富里市 健康福祉部 社会福祉課
住所：〒286-0292 千葉県富里市七栄 652-1
TEL：0476-93-4192 FAX：0476-93-2422
発行年月：令和6年3月

